

令和 6 年第 24 回（11 月） 上越市選挙管理委員会定例会

- 1 日 時 令和 6 年 11 月 21 日（木）午前 10 時
- 2 場 所 上越市役所 木田第 2 庁舎 3 階 2301 会議室
- 3 付議事項
議案第 93 号 選挙人名簿の抹消について
議案第 94 号 在外選挙人名簿の抹消について
- 4 報告事項
報告 1 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の「選挙の記録」の作成について
報告 2 令和 6 年第 7 回（12 月）上越市議会定例会の準備状況について
報告 3 専決処分した内容について
- 5 その他
(1) 次回以降の選挙管理委員会開催等について

令和 5 年度 明るい選挙啓発標語コンクール 明推協会長賞

「変わるのは あなたの意識と 先の未来」上越総合技術高等学校 2 年 吉田愛美 さん

議案第 93 号 選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者及び同条第 2 号の転出者等を選挙人名簿から抹消する。

令和 6 年 11 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 6 年 10 月 26 日 から 令和 6 年 10 月 31 日 までの間の	死亡者数 A	25	18	43
	転出者数 B	18	14	32
	職権消除者数 C	0	0	0
抹 消 者 数 (A+B+C) D		43	32	75

[参考]

令和 6 年 10 月 26 日現在の 選 挙 人 名 簿 登 録 者 数 E	75,413	78,850	154,263
差 引 登 録 者 数 (E-D) F	75,370	78,818	154,188

議案第 94 号 在外選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 11 の規定により、次の者を在外選挙人名簿から抹消する。

氏 名	生年月日	性別	登 録 種 別 (登 録 日)	抹消理由	備考
		男	最終住所地 (令和 2 年 3 月 2 日)		

< 参考 >

(単位：人)

区 分		男	女	計
前回（令和 6 年 10 月 2 日現在） の名簿登録者数	A	23	55	78
前回から今回までの間の 帰国者数及び職権消除者数	B	1 (0)	0 (0)	1 (0)
前回から今回までの間の 死亡者数	C	0	0	0
抹消者数計 (B+C)	D	1 (0)	0 (0)	1 (0)
前回から今回までの間の 名簿登録者数	E	0	0	0
令和 6 年 11 月 21 日現在の 名簿登録者数 (A-D+E)	F	22	55	77

注：表中「男」「女」「計」の()の数字は、内書きで職権消除者数

報告 1 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の「選挙の記録」の作成について

令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の各種データをまとめた「選挙の記録」を作成したので、次のとおり報告する。

- 1 作成日 令和 6 年 11 月 21 日（木）
- 2 内 容 別紙 1 のとおり
- 3 公表方法 市ホームページ

報告 2 令和 6 年第 7 回（12 月）上越市議会定例会の準備状況について

標記定例会で審議予定の関係案件について、次のとおり報告する。

- 1 報告案件 … 別紙 2
 - ・専決処分について（令和 6 年度上越市一般会計補正予算（専第 2 号））
- 2 条例案件 … 別紙 3
 - ・職員定数条例の一部改正について

報告 3 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成 24 年上越市選挙管理委員会規程第 2 号）第 2 条第 6 号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 告 示

告示番号	告 示 日	件 名
86	令和 6 年 11 月 20 日	令和 6 年第 24 回（11 月）上越市選挙管理委員会定例会の開催について